中央会計税理士法人・株式会社大阪中央会計事務所

2018 年 1 月 税務ニュース

税制改正など、税務関連のニュースをお届けします。できるだけわかりやすく税金についてご紹介したいと思います。

配偶者控除と配偶者特別控除の改正内容

平成 29 年度の税制改正により、平成 30 年から所得税の配偶者控除と配偶者特別控除が改正されます。

配偶者特別控除の適用を受ける場合の「配偶者の合計所得金額」の上限が123万円に拡大(改正前は76万円)されることにより、今までよりも控除額が増える可能性があります。

一方で配偶者控除の適用要件に「控除を受ける人の合計所得金額」による制限(1,000万円超は控除ゼロ)が設けられたことにより、控除を受けられない方もいます。

合計所得金額による控除額を表にまとめると次のようになります。

配偶者控除と配偶者特別控除による所得控除額

				控除を受ける人の合計所得金額			
				900 万円以下	900 万円超	950 万円超	1,000 万円超
		T		1 120 000	950 万円以下	1,000 万円以下	1,000 711 162
配偶者の合計所得金額	配偶者控除	38 万円以下	総与所得だけの 場合の給与収入 1,030,000円以下	38 万円	26 万円	13万円	適用なし
	配偶者特別控除	38 万円 超 85 万円以下	1,030,000円超1,500,000円以下	38 万円	26 万円	13万円	
		85 万円 超 90 万円以下	1,500,000 円 超 1,550,000 円以下	36 万円	24 万円	12万円	
		90 万円 超 95 万円以下	1,550,000 円 超 1,600,000 円以下	31 万円	21 万円	11 万円	
		95 万円 超 100 万円以下	1,600,000 円 超 1,667,999 円以下	26 万円	18万円	9万円	
		100 万円 超 105 万円以下	1,667,999 円 超 1,751,999 円以下	21 万円	14 万円	7万円	
		105万円 超 110万円以下	1,751,999円超 1,831,999円以下	16 万円	11 万円	6万円	
		110万円 超 115万円以下	1,831,999円 超 1,903,999円以下	11 万円	8万円	4 万円	
		115万円 超 120万円以下	1,903,999円 超 1,971,999円以下	6万円	4 万円	2万円	
		120 万円 超 123 万円以下	1,971,999円 超 2,015,999円以下	3 万円	2万円	1 万円	
		123万円 超	2,015,999円超	適用なし			

また、税額表の甲欄を使用して給与に対する源泉徴収税額を求めるときは、上記の太枠内(38万円控除)に該当する場合には、扶養親族等の数を1として計算します。